

芝浦工業大学  
学生総合保障制度 (SAFEシステム)

(2019年度 改訂版)



芝浦工業大学

SHIBAURA INSTITUTE OF TECHNOLOGY

新入生及び  
保証人(学費納入者等)各位

芝浦工業大学

芝浦工業大学学生総合保障制度(SAFEシステム)について

本学では、すべての新入生諸君が心身共に健康にして学業生活を全うできるよう、さらには経済面でも安心して学業を続けられるように、「芝浦工業大学学生総合保障制度」(SAFEシステム)を設けております。

学生生活を送る間には、経済的な面で学生生活の継続を阻害するようないろいろな出来事があります。本保障制度はこのような出来事にできるだけ細かく対応し、経済的な面での学業継続を援助するために設けたものです。

このような総合的なシステムで、しかも運用費用を大学が全額負担しての対応は日本の大学では稀なものです。

この冊子は、本制度の内容についてまとめたものです。皆様の制度ご理解の一助となれば幸いです。

以上

## I . 学生総合保障制度の目的

### 1. 学生生活継続の阻害要因として考えられるいろいろなケース

- (1) 一般的な経済的困窮
- (2) 家計支持者の収入激減によって起こる学費支出の困難  
——事業倒産、被災害、失職、病気、事故障害、長期入院加療 など
- (3) 家計支持者との生別による学費支出の困難
- (4) 家計支持者との死別による学費支出の困難
- (5) 学生が何らかの個人賠償責任を負ったため、その支出負担で学費支出に影響が出る場合
- (6) 大学の活動中（正課、課外）、通学中、日常生活中に学生が事故で死亡した場合
- (7) 大学の活動中（正課、課外）、通学中、に学生が事故で入、通院する場合
- (8) 大学の活動中（正課、課外）、通学中、日常生活中に学生が事故のため後遺症を負った場合

### 2. 上記の諸ケースへの対応策として採用した制度

日本学生支援機構奨学金という一般的な経済的援助のほかに、「芝浦工業大学特別奨学金」及び「芝浦工業大学緊急時奨学金」の二つの独自の奨学金制度を設けています。これは家計の急変に対応するための奨学金です。さらに、「学生教育研究災害傷害保険」と「学生総合保険」に在学生全員が加入する制度を整備し、学生や保証人の事故に対応する体制を整えました。

本保障制度に運用費用、保険料の負担も含め、すべて本学の拠出金によって賄われていますので、学生並びに保証人（学費納入者等）の皆様のご負担は全く生じません。

また、学生、家計支持者及びその家族の悩みに関する問題解決の糸口を見出せるようフリーダイヤルで専門スタッフに健康・医療・介護・暮らし相談が出来る「生活サポートサービス」を採用しました。

なお、上記の保障制度における奨学金の他に、自活支援・国外研修・留学支援・語学研修支援及び課外活動支援のための奨学金制度を設け、学生生活を様々な角度からバックアップしています。（この奨学金に関する詳細は本冊子の12ページを参照してください）。

## II . 制度の内容と適用の事例

学生総合保障制度の内容は次の通りです。また、その制度と阻害要因の対応関係は、「諸アクシデントによる経済的な学生生活継続阻害要因への対応一覧表」（6～7ページに掲載）を参照してください。

### 1. 貸与奨学金について

奨学金制度は最短修業年限を基本として、学費の支弁が困難な場合と経済的な事由が急変したような場合が対象となるものです。

#### (1) 奨学金の種類と貸与額

##### 〔学内奨学金〕

| 奨学金の種類                             | 資格者                                      | 対象者      | 貸与額                   |
|------------------------------------|--|----------|-----------------------|
| (イ)<br>芝浦工業大学<br>特別奨学金<br>(無利息貸与)  | 家計支持者の経済的事由が急変した者<br>〔困窮事由が卒業時まで消滅しない場合〕 | 大学院生（博士） | ・学費（諸会費を除く）相当額        |
|                                    |  | 大学院生（修士） |                       |
|                                    |  | 学部生      |                       |
| (ロ)<br>芝浦工業大学<br>緊急時奨学金<br>(無利息貸与) | 家計支持者の経済的事由が急変した者<br>〔当座の生活費等を必要とする場合〕   | 大学院生（博士） | ・学費（年額）の<br>1/12額×6ヶ月 |
|                                    |  | 大学院生（修士） |                       |
|                                    |  | 学部生      |                       |

##### 〔日本学生支援機構奨学金〕

(2018年度実績)

| 奨学金の種類                          | 資格者                            | 対象者      | 貸与額                                 |   |
|---------------------------------|--------------------------------|----------|-------------------------------------|---|
| (ハ)<br>日本学生支援機構奨学金<br>第一種：無利息貸与 | 学業、人物共に特に優れ、経済的理由により著しく修学困難なもの | 大学院生（博士） | 80,000円または122,000円(月額)              |   |
|                                 |                                | 大学院生（修士） | 50,000円または 88,000円(月額)              |   |
|                                 |                                | 学部生      | 自宅                                  | 54,000円、40,000円、<br>30,000円、20,000円 (月額)        |
|                                 |                                |          | 自宅外                                 | 64,000円、50,000円、40,000円<br>30,000円、20,000円 (月額) |
| (ニ)<br>日本学生支援機構奨学金<br>第二種：有利息貸与 | 学業、人物共に優れ、経済的理由により修学困難なもの      | 大学院生（博士） | 月額15万・13万・10万円<br>8万・5万円<br>の中から選択  |   |
|                                 |                                | 大学院生（修士） |                                     |   |
|                                 |                                | 学部生      | 月額2万から12万円<br>までの1万円単位の<br>金額の中から選択 |   |

注) 日本学生支援機構の第二種奨学金は、卒業（修了）後に貸与額（返還残額）に対して、利息（年利上限3%）がつきます。

注) 学部生は、2018年度入学生の貸与金額です。

## 2. 災害傷害保険について

保険制度は、学業等活動中の補償と日常生活上の補償との二面から構成された内容で補償されますが、あくまでも不慮の事故を対象とするものです。

例えば学生本人のケガや、他人をケガさせたり他人の物を壊したり、その他の災害<sup>\*</sup>や傷害に対するものです。

ただし、火災はこの保険から除外されますが、貸与奨学金は対象となります。保険については海外での事故にも適用されます。

傷害事故とは、急激、外来、偶然ないわゆるケガであり、疾病は対象となりません。

※地震・津波・噴火による災害は、学生総合保険のみが対象となります。

### (1) 保険制度の構成と保険金額

| 被保険者                      | 保障項目                | 学生教育研究災害傷害保険<br>(正課または課外活動中の補償) |   | 学生総合保険<br>(日常生活上の補償) |
|---------------------------|---------------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 学<br>生<br>本<br>人          | 偶然な事故による<br>ケガで死亡   | 正課授業                            | 2,000万円まで                                     | 100万円まで              |
|                           |                     | 課外活動                            | 1,000万円まで                                     |                      |
|                           |                     | 通 学 中                           | 1,000万円まで                                     |                      |
|                           | 偶然な事故による<br>ケガで入院   | 正課授業                            | 4,000円 (1日につき)                                | —                    |
|                           |                     | 課外活動                            | 4,000円 (1日につき)                                |                      |
|                           |                     | 通 学 中                           | 4,000円 (1日につき)                                |                      |
|                           | 偶然な事故による<br>ケガで通院   | 正課授業                            | 3,000円～30万円まで<br>(1日以上)                       | —                    |
|                           |                     | 課外授業                            | 3万円～30万円まで<br>(14日以上)                         |                      |
|                           |                     | 通 学 中                           | 6,000円～30万円まで<br>(4日以上)                       |                      |
|                           | 偶然な事故による<br>ケガで後遺傷害 | 正課授業                            | 3,000万円まで                                     | 100万円まで              |
|                           |                     | 課外活動                            | 1,500万円まで                                     |                      |
|                           |                     | 通 学 中                           | 1,500万円まで                                     |                      |
| 個人賠償                      | —                   | —                               | 1,000万円まで                                     |                      |
| 保証人(学費納入者等)の偶然な事故によるケガで死亡 | —                   | —                               | 年額120万円まで<br>( <b>残余最短修業年限</b> )<br>の学費に充当する) |                      |
| 契 約 会 社                   | (公財) 日本国際教育支援協会     | 三井住友海上火災                        |   |                      |

### (2) 保険期間

在学生の最短修業年限とし、原則として入学年度の4月1日から卒業・終了年度の3月31日(ただし、大学院修士・博士課程10月入学生については院修了年度の9月30日)までとしますが、休学・留年等により修業年限が延長される場合、自動的に保険期間が延長されます。

### (3) 保険金の支払い

万一、災害、傷害等が発生した場合は、その程度や種類に応じ、奨学金を貸与したり、保険金は大学より見舞金としてお支払いします。

ただし、保証人(学費納入者等)が偶然な事故によるケガで死亡された場合の保険金は、原則として残余最短修業学年の学費に充当させていただきます。

※保証人(学費納入者等)が死亡された場合は、保険の対象となる、ならないにかかわらず、必ず学生課に届出してください。

なお、保険制度において保険が適用されない主な場合は以下の通りです。

| 事故               |      | 学生教育研究災害傷害保険  | 学 生 総 合 保 険   |
|------------------|------|---|---|
| 学<br>生<br>本<br>人 | 傷害事故 | ・故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線、放射能、無資格運転、酒酔い運転、自動車・バイク等による競技・競争、危険な運動等による傷害。 | ・故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、戦争、暴動、放射線、放射能、無資格運転、酒酔い運転、自動車・バイク等による競技・競争、危険な運動等による傷害。          |
|                  | 賠償事故 | —   | ・故意、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線、放射能、職務・アルバイト業務、暴行、自動車等による損害、同居の親族、生計を共にする別居の親族等に対する損害賠償責任。 |
| 正<br>保<br>証<br>人 | 傷害事故 | —   | ・学生本人の「傷害事故」の項に同じ。  |

### 事例

- 体育館で課外活動中に左鎖骨を骨折した。(傷害・学内)
- 通学中に自転車で路地から通りに出たところ通りかかった他の自転車と接触し、相手にケガを負わせて賠償責任を負った場合。(対人・学外)
- 課外活動で宿泊した施設の体育館で球技中、ボールが窓ガラスに当たり破損した。(対物・学外)
- 授業のプレゼンテーション中にステージから足を踏み外し倒れそうになりカーテンを掴んだ時にカーテンレールをねじまげた。(対物・学外)

諸アクシデントによる経済的な学生生活継続阻害要因への対応一覧

●：主なる対応手段 ○：従としての対応手段

| 阻 害 要 因                                     | 日本学生支援機構奨学金                | 芝浦工業大学<br>緊急時奨学金    | 芝浦工業大学<br>特別奨学金 | 学生教育研究<br>災害傷害保険              | 学生総合保険                 |
|---|----------------------------|---------------------|-----------------|-------------------------------|------------------------|
| 一般的な経済的困窮                                   | ●                          | ——                  | ——              | ——                            | ——                     |
| 家計支持者の事故死による学費支出の困難                         | ○ 緊急採用 (一種)<br>○ 応急採用 (二種) | ——                  | ——              | ——                            | ● 学費相当額の補償<br>(P4参照)   |
| 家計支持者の病死による学費支出の困難                          | ● “<br>● “                 | ○ 学費相当額の貸与<br>(6ヶ月) | ○ 学費相当額の貸与      | ——                            | ——                     |
| 家計支持者の事業倒産等による学費支出の困難                       | ● “<br>● “                 | ○ “                 | ○ “             | ——                            | ——                     |
| 家庭の被災等による収入の激減での学費支出                        | ● “<br>● “                 | ○ “                 | ○ “             | ——                            | ——                     |
| 家計支持者の生別による学費支出の困難                          | ● “<br>● “                 | ○ “                 | ——              | ——                            | ——                     |
| 家計支持者の失職による学費支出の困難                          | ● “<br>● “                 | ○ “                 | ——              | ——                            | ——                     |
| 家計支持者の病気、あるいは事故による収入減での学費支出困難               | ● “<br>● “                 | ○ “                 | ——              | ——                            | ——                     |
| 家計支持者の長期入院加療による学費支出困難                       | ——                         | ——                  | ●               | ——                            | ——                     |
| 学生が個人賠償を負ったことによる学費支出困難                      | ——                         | ——                  | ——              | ——                            | ● 1,000万円迄             |
| 学生が正課または課外活動中に偶然な事故によるケガで死亡したとき             | ——                         | ——                  | ——              | ● 正課中2,000万円迄<br>● 課外1,000万円迄 | ○ 100万円迄               |
| 学生が正課または課外活動中でないとき偶然な事故によるケガで死亡したとき         | ——                         | ——                  | ——              | ——                            | ● 100万円迄               |
| 学生が通学中に偶然な事故によるケガで死亡したとき                    | ——                         | ——                  | ——              | ● 通学中1,000万円迄                 | ● 100万円迄               |
| 学生が正課または課外活動中、または通学中に偶然な事故によるケガをし、入院・通院する場合 | ——                         | ——                  | ——              | ● ケースに応じ多様<br>(P4参照)          | ——                     |
| 学生が正課または課外活動中に偶然な事故によるケガで後遺症を負ったとき          | ——                         | ——                  | ——              | ● ケースに応じ多様<br>(P4参照)          | ● 100万円迄               |
| 学生が正課または課外活動中でないとき偶然な事故によるケガで後遺症を負ったとき      | ——                         | ——                  | ——              | ——                            | ● 100万円迄               |
| 学生が通学中に偶然な事故によるケガで後遺症を負ったとき                 | ——                         | ——                  | ——              | ● 通学中1,500万円迄                 | ● 100万円迄               |
| 学生が、学内又は学外で不可抗力により、他人の身体に危害を与えた又は器物を破損したとき  | ——                         | ——                  | ——              | ——                            | ● 1000万円迄<br>保険会社承認の範囲 |

### Ⅲ．申請手続きについて

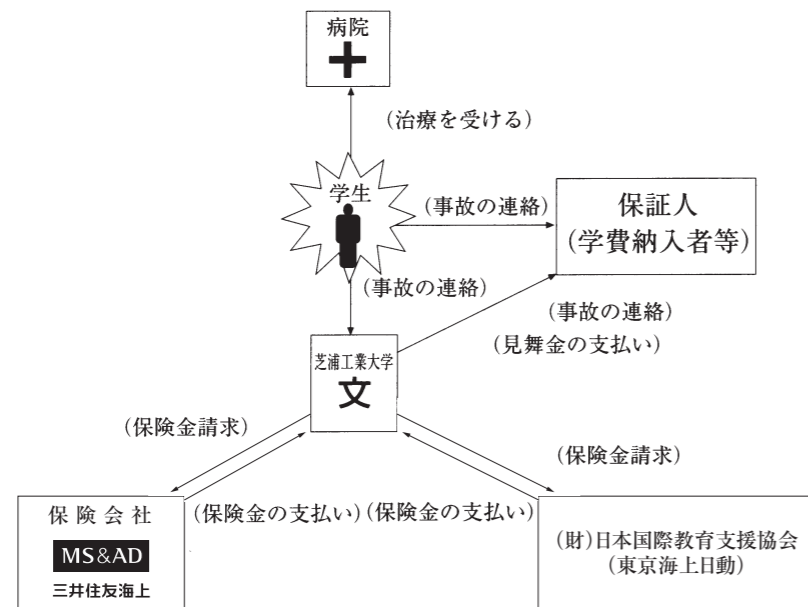
#### 1. 奨学金制度

随時学生課で相談を受けますが、自活支援奨学金及び日本学生支援機構奨学金は毎年4月に定期募集をしていますので、各校舎の掲示板に注意してください。

#### 2. 保険制度

その都度学生課または各校舎の保健室へご連絡ください。

##### (1) 学生本人のケガまたは死亡の場合



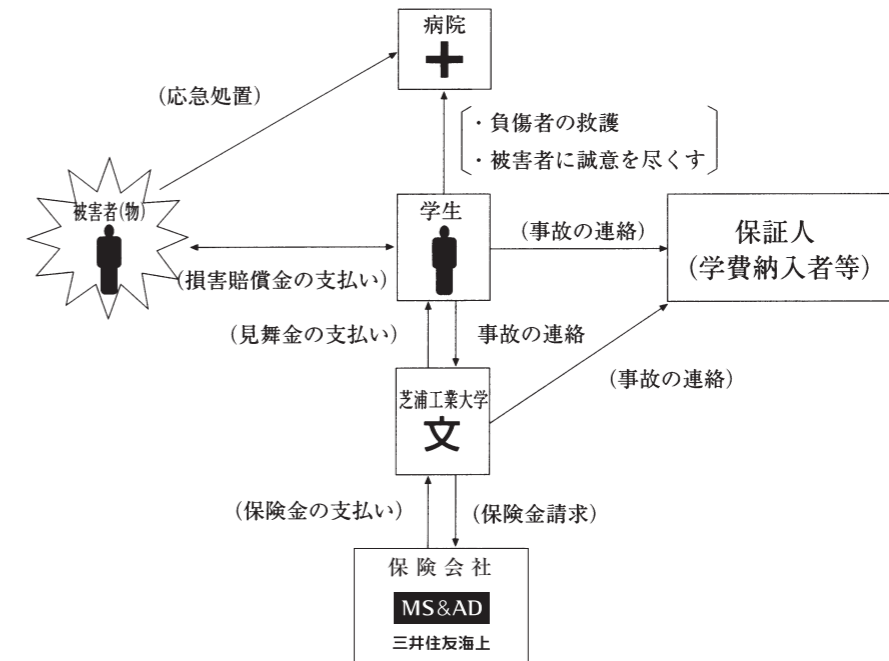
##### (必要書類)

- ・ 傷害保険金請求書および委任状
- ・ 事故証明書
- ・ 医師の診断書
- ・ 法定相続人または被保険者の印鑑証明書
- ・ 法定相続人または被保険者の戸籍謄本
- ・ 運転免許証 (コピー)
- ・ その他保険会社が必要と認める書類

※必要書類は傷害事故の内容によって一部省略出来る場合があります。

※保険適用のケガや事故であっても、学生課への報告が1か月以上経過した場合は、保険適用にならないことがありますので、注意してください。

##### (2) 学生本人が他人をケガさせたり、他人の物を壊した場合



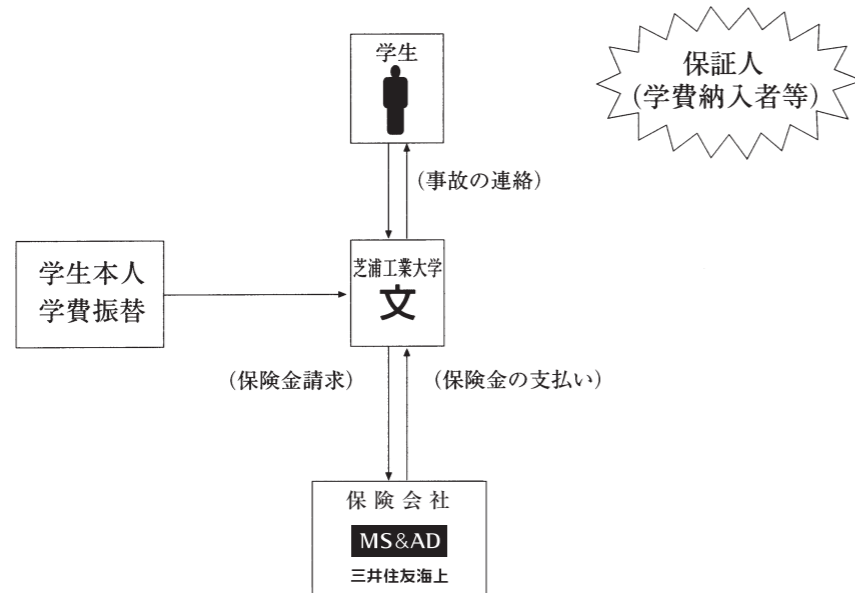
##### (必要書類)

- ・ 個人賠償保険金請求書
- ・ 事故内容報告書
- ・ 損害を証明する書類
- ・ 示談書
- ・ 続柄を証明する書類
- ・ 写真
- ・ その他保険会社が必要と認める場合

※必要書類は損害賠償事故の内容によって一部省略出来る場合があります。

※損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受け保険会社の承認を必要とします。被害額の全てが補償されるとはかぎりませんので注意してください。

(3) 保証人が偶然な事故によるケガで死亡した場合




(必要書類)

- ・ 傷害保険金請求書および委任状
- ・ 事故証明書
- ・ 医師の死亡診断書
- ・ 被保険者の印鑑証明書
- ・ 保証人（学費納入者等）の戸籍謄本
- ・ 在学証明書
- ・ その他保険会社が必要と認める場合

※必要書類は死亡事故の内容によって一部省略出来る場合があります。

IV. 電話による健康・医療・介護・暮らし相談「生活サポートサービス」について

学生、家計維持者およびそのご家族は、専門スタッフによる以下の相談が無料でできます。

|  |  |
|--|--|
| <p><b>健康・医療<br/>介護</b></p>  <p>年中無休 24 時間対応</p>         | <p>■健康・医療・おくすり相談<br/>日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。<br/>またご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。</p> <p>■医療機関総合情報提供<br/>地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの詳細情報をご提供します。</p> <p>■介護相談<br/>日常の介護方法についてのご相談や、介護に関する悩みに専任の相談員がお応えします。</p> <p>■介護サービスに関する情報提供<br/>地域の居宅介護支援事業者や介護サービス提供事業者の情報等をご提供します。</p>                  |
| <p><b>健康診断<br/>サポート</b></p>  <p>年中無休 24 時間対応</p>        | <p>■各種人間ドック機関、PET検査機関紹介<br/>全国の提携機関をご紹介します。（一部割引有）</p> <p>■ヘルスチェックサービス<br/>ご自宅で気軽に行える健康チェックを割引料金でご紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅血液検診（ガン、生活習慣病等）、睡眠時無呼吸症候群検診等</li> <li>●コンピューターによる生活習慣分析、栄養診断</li> </ul>   |
| <p><b>暮らしの<br/>相談</b></p>  <p>平日 14:00~17:00</p>      | <p style="text-align: center;">＜専任の相談員がお応えします＞</p> <p>■暮らしのトラブル相談<br/>個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。<br/>弁護士相談は予約制となります。</p> <p>■暮らしの税務相談<br/>個人の日常生活上の税務相談にお応えします。<br/>税理士相談は予約制となります。</p> <p>■年金・資産運用相談<br/>個人の年金・資産運用、住宅資金等に関する相談にお応えします。</p> <p>.....</p> <p>事業についてのご相談や、すでに弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件については対象外となります。</p> |
| <p><b>情報提供・紹介<br/>サービス</b></p>  <p>平日 10:00~17:00</p> | <p>■暮らしの情報提供<br/>日常生活に役立つ各種情報をご提供します。<br/>冠婚葬祭についてのご質問、グルメ・レジャー情報、ボランティア情報 等</p> <p>■育児相談（6才以下）<br/>育児や妊娠中の悩みに関するご相談に、専任の相談員がお応えします。</p> <p>■各種事業者紹介（一部割引有）<br/>緊急通報サービス、産後ケアサービス、ホームセキュリティ業者 等</p>  |

**サービス受付電話番号**      フリーダイヤル 0120-033-939  
※電話が繋がりましたら学校名とお名前を告げてからご相談を始めてください。

- \* 平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金をさします。
- \* お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。
- \* 本サービスは、三井住友海上の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によっては対応できない場合があります。
- \* 本サービスは予告なく変更・中止する場合があります。予めご了承ください。
- \* 利用期間は在学中のみとなります。

## V . 芝浦工業大学後援会奨学金

芝浦工業大学後援会は、在校生父母等を会員とする団体で、学生生活の向上、教育の充実および研究の発展を支援することを目的として、様々な事業を展開しています。必要のある人は、積極的に利用してください。問い合わせ先は、各校舎の学生課まで。

### 【芝浦工業大学後援会奨学金一覧】

(2018年度実績)

| 奨学金の名称               | 給・貸別      | 貸与額                           | 貸与期間等                               | 出願資格                                | 出願方法                                  |
|----------------------|-----------|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 芝浦工業大学後援会<br>自活支援奨学金 | 無利息<br>貸与 | 月額25,000円<br>1年分を10月<br>に一括貸与 | 採用時に定められた月より、その年度の3月まで（各年度において再出願可） | 原則として首都圏（一都六県）以外から本学に入学した学部及び大学院の学生 | 毎年定められた時期に、必要書類を奨学金担当窓口へ提出（出願時期は別途掲示） |

## VI . 連絡先について

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 芝浦工業大学 | 豊洲キャンパス<br>豊洲学事部学生課<br>(教室棟2F)                   | 〒135-8548 東京都江東区豊洲3-7-5<br>代表 03 (5859) 7000<br>直通 03 (5859) 7370<br>FAX 03 (5859) 7371    |
|        | 大宮キャンパス<br>大宮学事部学生課<br>(2号館1F)                   | 〒330-8570 埼玉県さいたま市見沼区深作307<br>代表 048 (683) 2020<br>直通 048 (687) 5105<br>FAX 048 (687) 5119 |
|        | 芝浦キャンパス<br>芝浦学事部学事・学生課<br>(1F)                   | 〒108-8548 東京都港区芝浦3-9-14<br>直通 03 (6722) 2600<br>FAX 03 (6722) 2601                         |
| 取扱代理店  | 芝浦工業大学事業法人<br>(株) エスアイテック<br>(豊洲キャンパス<br>交流棟2F奥) | 〒135-8548 東京都江東区豊洲3-7-5<br>芝浦工業大学内<br>TEL 03 (5859) 7930<br>FAX 03 (5859) 7931             |